

■ 消費税 適格請求書等保存方式（インボイス）

改正内容

免税事業者が柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるよう、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。この適用を受けて課税事業者となる適格請求書発行事業者については、登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は課税事業者となります。

インボイス制度の概要

①適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

インボイス制度とは、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。インボイス制度導入後は、売り手は買い手に適格請求書（インボイス）を発行する必要があります。

②適格請求書発行事業者登録制度

(a) 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

(b) 適格請求書発行事業者となるためには、税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「申請書」）を提出し、登録をする必要があります。適格請求書発行事業者として登録できるのは課税事業者に限られます。これまでのように、基準期間の売上高が1,000万円以下の場合でも、適格請求書発行事業者は免税事業者になることはできず、消費税の申告義務が生じます。

(c) 申請書の受付は、令和3年10月1日から開始されており、令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに税務署に申請書を提出する必要があります。

③適格請求書発行事業者の義務等

適格請求書発行事業者には、適格請求書の交付義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。

(a) 適格請求書の記載事項

1. 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
2. 取引年月日
3. 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
4. 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
5. 税率ごとに区分した消費税額等
6. 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

下線の項目が現行の請求書に追加される事項です。1について、これまでになかった登録番号の記載が義務となります。登録番号は、申請手続きを終えた課税事業者に対して税務署から番号が交付されます（法人の場合は法人番号の前にTがついた番号）。

なお、不特定多数の者に対して請求書を発行する小売業、飲食業などについては、適格簡易請求書（記載事項は上記1～5となり、適用税率、消費税額等はいずれか一方の記載で足りる。）の交付が認められます。

④仕入税額控除の要件

インボイス制度導入後は、適格請求書発行事業者からの仕入れでなければ、原則として仕入税額控除ができないとされます。仕入税額控除を受けるためには、適格請求書の保存が必要となり、免税事業者からの仕入れは仕入税額控除が認められなくなります。取引先から適格請求書等の発行を求められる可能性があるため、発行できない場合、取引に影響が出る可能性があります。免税事業者は課税事業者に変更するか否かを検討する必要があります。